

オランダ経済省，欧州統一特許裁判所協定批准のための特許法改正法案の意見募集を開始

2015 年 5 月 6 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

オランダ経済省は 5 月 1 日，特許法改正法案に対する意見募集を開始した。本法案は，現行の特許法を欧州統一特許裁判所協定に整合させ，欧州単一特許が適切に機能することを担保するためのもの。意見提出期限は 5 月 25 日まで。

オランダ経済省は，オランダが欧州単一特許制度に運用開始当初から参加できるように，夏までに本法案を枢密院に提出したいとしている。

欧州統一特許裁判所協定は，英国，ドイツ，フランスを含む 13 か国の批准によって発効する。現在，オーストリア，フランス，スウェーデン，ベルギー，デンマーク，マルタ（正式批准の完了順に記載）の 6 か国が批准済みである。また，英国においては，同協定を実施するための規定を命令（order）で定めることが出来るように特許法を改正済みである。

— オランダ企業庁のプレスリリース（オランダ語）は，以下参照 —

[Internetconsultatie Europees octrooi pakket](#)

— 意見募集（オランダ語）については，以下参照 —

[Wijzigingswet Overeenkomst betreffende een eengemaakt octrooigerecht en Verordening \(EU\) 1257/2012](#)

— 統一特許裁判所協定の批准状況は，以下参照 —

[Unitary patent - ratification progress](#)

— 欧州単一特許の準備の進ちょく状況に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 —

[欧州特許機構管理理事会特別委員会，EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015 年 3 月 31 日）\(PDF\)](#)

[ビジネスヨーロッパ，欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015 年 3 月 20 日）\(PDF\)](#)

[マルタ，欧州統一特許裁判所協定を正式に批准（2014 年 12 月 18 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会，準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014 年 9 月 18 日）\(PDF\)](#)

[英国意匠法・特許法等の改正法が成立（2014 年 5 月 16 日）\(PDF\)](#)

(以上)